

## 参考資料

### 令和8年度 CONPAS保守・運用業務 秘密の保全を要する事項の取扱について

秘密の保全を要する事項に関する仕様書その他当局が開示する書類、電子データ、図面等一切の資料（公表されているものは除く）の取扱については以下のとおりとする。

#### （1）配付場所

〒231-8436 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎15階  
関東地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係 野口 錠二  
電話 045-211-7413 Mail pa.ktr-keichou@mlit.go.jp

#### （2）配付期間

配付期間：令和8年1月7日から令和8年1月27日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から18時00分まで。

#### （3）配付及び返却等

配付を受ける場合は「秘密の保全に関する誓約書」（別添－1）を提出すること。配付を受けた場合、開札後は落札者以外の入札者は当該仕様書等を速やかに（1）に返却しなければならない。

#### （4）秘密の保全に関する誓約書への違反

（3）の「秘密の保全に関する誓約書」に違反したことが明らかになった場合には、入札参加希望者が本業務の競争参加資格の確認前であれば競争参加資格がないものとし、確認後であれば競争参加資格を取り消すものとする。

#### （5）開示申請書の提出

本業務の一部について、他の業者に協力を求める場合には、「開示申請書」（別添－2）に秘密保全規則・体制に関する資料を添付し（1）に提出し、許可を得なければならない。

(別添－1)

## 秘密の保全に関する誓約書

当社が「令和8年度 CONPAS保守・運用業務」(令和8年1月7日公示)への競争参加を行うにあたり、発注者から開示又は提供された資料等の取扱いについて、以下のとおり誓約する。

### (受注者の一般事項)

第1条 当社は、当該業務に係る入札説明書等に規定する秘密の保全に関しては、この誓約書の定めるところにより、万全を期すものとする。

### (特定資料)

第2条 当社は、当該業務への競争参加にあたって必要な検討（以下、「本業務」という。）を行うにあたり、発注者が当社に対し開示又は提供した書類、電子データ、図面、仕様書等の内、仕様書（設計基準等公表されているものは除く）を、秘密の保全が必要な資料（以下「特定資料」という。）として取り扱うものとする。

### (秘密の保持)

第3条 当社は、特定資料について、厳に秘密を保持するものとし、書面による発注者の承諾なくして、第三者に対し開示又は提供することのないよう取り扱うものとする。

- 2 当社は、本業務に携わる職員に対してのみ、作業に必要な範囲の特定資料の開示を行うものとする。
- 3 当社は、書面による発注者の承諾なくして、本業務の実施過程で知り得た秘密並びに特定資料を用いて作成した資料及び成果物を第三者に対し開示又は提供することのないよう取り扱うものとする。

### (目的外使用の禁止)

第4条 当社は、発注者の承諾を得た場合を除いて、本業務以外に特定資料を使用しないものとする。

### (特定資料の複製等の制限)

第5条 当社は、あらかじめ発注者の承諾を得た場合を除き、特定資料を複製又は製作（発注者からあらかじめ指示を受けた場合を除く）しないものとする。

### (実施報告)

第6条 当社は、特定資料を複製又は製作したときは、速やかにその旨を発注者に書面により報告するものとする。

(標記の表示)

第7条 当社は、特定資料を複製又は製作したときは、発注者の指示により、これらに標記の表示その他保全上の必要な措置を講ずるものとする。

(立入禁止)

第8条 当社は、本業務に関係のない者を、本業務を実施する場所に立ち入らせないものとする。

(業務等の協力)

第9条 当社は、本業務の一部について他の業者に協力を求めるときは、当社と同等以上の秘密の保全に関する必要な規則・体制を有する者であることを証明する書類を添え、発注者の許可を受けた上で、同者から秘密の保全に関する誓約書等の提出を受けるものとする。

(特定資料の返納等)

第10条 当社は、本業務完了後、発注者が交付した特定資料及び第5条により製作した資料を直ちに発注者に返納又は提出するものとする。

(検査)

第11条 当社は、秘密の保全のため必要な簿冊を作成、管理するものとする。

- 2 当社は、発注者が必要があると認めるときは、前項に掲げる簿冊の作成、管理状況等、秘密の保全状況を検査し、又は必要な指示を受け入れるものとする。
- 3 当社は、前項の規定が第9条の規程に基づき当社が協力を求めた他の業者についても準用されることに同意する。

(漏洩時の措置)

第12条 当社は、万一、特定資料が漏洩、又はその疑い若しくはおそれが生じたときは、速やかに発注者に報告して指示を受けるとともに、漏洩した特定資料の回収等適切な措置を講じ、また、特定資料の漏洩を最小限にとどめるよう最善を尽くすものとする。なお、特定資料の滅失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれが生じたときも、同様の措置を講じるものとする。

(誓約の存続)

第13条 当社は、本誓約書に定める秘密保全に関する義務について、当該業務に係る入札手続きが終了した後も引き続き負うものとする。

(漏洩による損害)

第14条 当社が本誓約書に反し生じた損害については、当社はその費用の負担に応

じるものとする。

- 2 当社が本誓約書に反し第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、当社はその賠償額の負担に応じるものとする。

(協議)

第15条 当社は、本誓約書に定めのない事項に関し疑義が生じた場合には、発注者と誠意をもって協議の上、解決にあたるものとする。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者名

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。  
(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者（会社名・部署名・氏名）

担当者（会社名・部署名・氏名）

連絡先1

連絡先2

(別添－2)

## 開示申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
関東地方整備局副局長 殿

住 所

代表者

令和8年1月7日付公告されました「令和8年度 CONPAS保守・運用業務」について、秘密の保全に関する誓約書に基づき、特定資料を下記会社に対して開示することを申請します。

記

会社名	住所	開示理由
(株)〇〇〇〇	〇〇〇〇	見積のため
(株)〇〇〇〇	〇〇〇〇	施工のため

※添付資料

- ・守秘義務契約証書（案）
- ・社内情報管理規定